

利用料金説明書 抜粋版
北見市北光デイサービスセンター

平成29年5月1日現在

1. 利用料金（介護保険負担割合証の負担割合に応じた負担額になります。）

(1) 通所介護費（要介護1～5の方）

① 通常規模型通所介護費

要介護度	一日あたりの利用料金	一日あたりの自己負担額	
		負担割合1割	負担割合2割
要介護度1	5,720円	572円	1,144円
要介護度2	6,760円	676円	1,352円
要介護度3	7,800円	780円	1,560円
要介護度4	8,840円	884円	1,768円
要介護度5	9,880円	988円	1,976円

② 加 算

加 算 項 目	一日あたりの 利用料金	一日あたりの自己負担額	
		負担割合1割	負担割合2割
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	60円	6円	12円
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	120円
入浴介助加算	500円	50円	100円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	560円	56円	112円
口腔機能向上加算	1,500円	150円	300円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金と各種加算の合計額の4.0%に相当する額の1割又は2割をお支払い頂きます。		

(2) 介護予防通所介護費（要支援1・2の方）

① 介護予防通所介護費

要介護度	1ヶ月あたりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担額	
		負担割合1割	負担割合2割
要支援1	16,470円	1,647円	3,294円
要支援2	33,770円	3,377円	6,754円

ア. 月ごとの定額制となっている為、月の途中から利用を開始した場合や月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算はいたしません。

- ①月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- ②月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- ③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

イ. 月途中で要介護度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

② 加 算

加 算 項 目	1ヶ月あたりの 利用料金		1ヶ月あたりの自己負担額	
			負担割合1割	負担割合2割
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	240円	24円	48円
	要支援2	480円	48円	96円
若年性認知症利用者受入加算	2,400円		240円	480円
口腔機能向上加算	1,500円		150円	300円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金と各種加算の合計額の4.0%に相当する額の1割又は2割をお支払い頂きます。			
運動器機能向上加算	2,250円		225円	450円
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	4,800円		480円	960円

(3) 通所介護相当サービス費（事業対象者の方・要支援1・2の方）

① 通所介護相当サービス

対象者	利用回数	単位	自己負担額	
			負担割合1割	負担割合2割
事業対象者 要支援1	月3回まで	回数	378円	756円
	上記回数を超える場合	月額	1,647円	3,294円
	日割り要件に該当する場合	日割	54円	108円
要支援2	月7回まで	回数	389円	778円
	上記回数を超える場合	月額	3,377円	6,754円
	日割り要件に該当する場合	日割	111円	222円

○ 留意事項

- ① 原則として、1回あたりの負担額を用い算定しますが、月の利用回数がそれぞれ定められている利用回数を超える場合は月額の負担額となります。
- ② 1月の利用回数により、月額の負担額となる場合で、別表に該当する場合は日割りの負担額となります。
- ③ 月途中で介護度等が変更された場合は、それぞれの介護度等に応じた負担額を用いて算定します。その際、月の合計利用回数が7回までの場合は回数ごとの単位数で算定し、7回を超える場合は日割りで算定します。

○ 別表（留意事項②）【月額（1月につき）の日割り算定に係る事由】

1月の算定回数により月額（1月につき）の単位数を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。（日割りの負担額×サービス算定対象日数）

なお、加算（1月につき）に対する日割り計算は行いません。

※サービス算定期間 月の途中に開始した場合は、『起算日』から月末までの期間
月の途中に終了した場合は、月初から『起算日』までの期間

開始	終了	起算日
区分変更（要支援1⇔要支援2） 区分変更（事業対象者→要支援）	区分変更（要支援1⇔要支援2） 区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
区分変更（要介護→要支援） サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） 事業開始（指定有効期間開始） 事業所指定効力停止の解除	区分変更（事業対象者→要介護） 区分変更（要支援→要介護） サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） 事業廃止（指定有効期間満了） 事業所指定効力停止の開始	開始：契約日 終了：契約解除日 廃止・満了日 開始日
利用者との契約開始	利用者との契約解除	開始：契約日 終了：契約解除日
介護予防通所の契約解除	介護予防通所介護の契約開始	開始：契約の解除日の翌日 終了：サービス提供の前日
介護予防特定施設入居者生活介護又は 介護予防認知症対応型共同生活介護の退去（※1）	介護予防特定施設入居者生活介護又は 介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	開始：退去日の翌日 終了：入居日の前日
介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	介護予防小規模多機能型居宅介護の利用書の登録開始（※1）	開始：契約解除の翌日 終了：サービス提供日の前日
介護予防短期入所生活介護又は 介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	介護予防短期入所生活介護又は 介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	開始：退所日の翌日 終了：入所日の前日

※1 利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。

※2 終了の起算日は、引き続き月途からの開始事由がある場合についてその前日となる。

② 加 算

加 算 項 目	1ヶ月あたりの 利用料金		1ヶ月あたりの自己負担額	
			負担割合1割	負担割合2割
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	240円	24円	48円
	要支援2	480円	48円	96円
若年性認知症利用者受入加算		2,400円	240円	480円
口腔機能向上加算		1,500円	150円	300円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	基本料金と各種加算の合計額の4.0%に相当する額の1割 又は2割をお支払い頂きます。			
運動器機能向上加算		2,250円	225円	450円
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）		4,800円	480円	960円

(3) 食 費 食材料費及び調理費用 一食 500円

※ 食事をお召し上がりにならなかった場合でも食費を頂くこともございます。

(4) おむつ代 実 費

(5) レクリエーション等教材費 実 費

(6) その他 当事業所で提供される通所介護サービスのうち、日常生活において通常必要となるもの
に係る費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。